

平成31年度 さいたま市立小・中・特別支援学校 臨時的任用教職員の登録について

1 職種等

- (1) 教員・養護教員・学校事務職員・学校栄養職員
- (2) 非常勤講師（短時間又は週1～3回）

2 任用形態等

- (1) 教員・養護教員・学校事務職員・学校栄養職員・・・欠員補充、産休・育休代員、休職・病休代員等
- (2) 非常勤講師・・・初任研非常勤講師、免許外教科非常勤講師等

3 任用期間 【※任用形態により異なる。】

- (1) 教員・養護教員・学校事務職員・学校栄養職員
ア 欠員補充等は、おおむね4月から任用
イ 産休・育休代替、休職・病休代替等は状況に応じ任用
- (2) 非常勤講師 おおむね4月からの任用

4 登録資格等

- (1) 全職種共通
 - ・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 教員、養護教員、非常勤講師（次のア、イ両項を充たすこと）
 - ア 当該職種等の有効な教員免許状を所有している者若しくは取得見込みの者
 - イ 学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (3) 学校栄養職員
 - ・ 管理栄養士登録証又は栄養士免許証を所有している者若しくは取得見込みの者

5 給与等

- (1) 教諭・養護教諭・学校事務職員・学校栄養職員
・・・月額給与（おおむね右表のとおり）
- (2) 非常勤講師・・・時給2,800円（30年4月現在）

※上記の給与・勤務条件等は平成30年度のもので、平成31年度以降についてはさいたま市の条例等の制定又は改正により、変更の可能性があります。

※給与については、採用された者が大学・短大新卒者で、1ヶ月以上継続勤務した場合

小・中学校教諭 (養護教諭)	大卒	246,000円
	短大卒	219,000円
学校事務職員	大卒	187,000円
	高卒	160,000円
学校栄養職員	大卒	210,000円
	短大卒	196,000円

※平成30年4月1日現在の給料、教職調整額（教員のみ）、地域手当等の合算（概算）

6 登録方法等

- (1) 提出先 さいたま市教育委員会 学校教育部 教職員人事課
- (2) 提出期限 **随時受け付けます。**
- (3) 提出するもの
「平成31年度 さいたま市立小・中・特別支援学校臨時的任用教職員 希望調書」1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- (5) 登録後、選考の上、必要に応じて採用します。

登録・問い合わせ先

さいたま市教育委員会 学校教育部 教職員人事課 人事係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市役所内

☎048-829-1653 E-Mail kyoiku-kyoshokuin-jinji@city.saitama.lg.jp